様式第1号（第2条関係）

（その１）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

　　年　　月　　日

安芸高田市選挙管理委員会委員長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年１１月１７日執行　安芸高田市議会議員一般選挙

候補者　　　　　　　　　　　（　㊞　）

１ 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契約内容 | 備考 |
| 運送契約期間 | 運送契約金額 |
| 　年　 月　 日 | 電話 | 　 年　 月　 日～ 年　 月　 日 | 円  |  |
| 　年　 月　 日 | 電話 | 　 年　 月　 日～ 年　 月　 日 | 円  |  |

２ １に掲げる場合以外の場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目区分 | 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契約内容 | 備 考 |
| 借入期間等 | 契約金額 |
| 自動車の借入れ | 年　 月　 日 | 電話 | 　 年　 月　 日～年　 月　 日 | 円 |  |
| 年　 月　 日 | 電話 | 　 年　 月　 日～ 年　 月　 日 | 円 |  |
| 年　 月　 日 | 電話 | 　 年　 月　 日～ 年　 月　 日 | 円 |  |
| 運転手の雇用 | 年　 月　 日 | 電話 | 　 年　 月　 日～ 年　 月　 日 | 円 |  |
| 年　 月　 日 | 電話 | 　 年　 月　 日～ 年　 月　 日 | 円 |  |
| 燃料代 | 年　 月　 日 | 電話 |  | 円 |  |
| 年　 月　 日 | 電話 |  | 円 |  |
| 年　 月　 日 | 電話 |  | 円 |  |

備考 1　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2　2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

3　「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」欄に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

4　候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

5　この書類に係る連絡先及び連絡電話番号　連絡先　　　　　　　　　　　　　　連絡電話番号

様式第4号（第5条関係）

（その１）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

　　年　　月　　日

令和６年１１月１７日執行　安芸高田市議会議員一般選挙

候補者 ㊞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 運送等契約区分（該当する方の番号に○をしてください。） | １ | 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 | ２ | 左に掲げる場合以外の場合 |
| 運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |
| 車種及び自動車登録番号又は車両番号 | 運送等年月日 | 運送等金額 | 備考 |
|  | 　　 　年 　月 　日 | 円 |  |
|  | 　　 　年 　月 　日 | 円 |  |
|  | 　　 　年 　月 　日 | 円 |  |
|  | 　　 　年 　月 　日 | 円 |  |
|  | 　　 　年 　月 　日 | 円 |  |
|  | 　　 　年 　月 　日 | 円 |  |
|  | 　　 　年 　月 　日 | 円 |  |

備考

1　この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

2　運送事業者等が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は市に支払を請求することはできません。

4　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 36,300円

(2) (1)以外の場合 16,100円

5　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の１）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の２）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

6　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られていますので、その指定をした１台のみについて記載してください。

7　5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、市に支払を請求することはできません。

様式第7号（第6条関係）

（その１）

請 求 書（選挙運動用自動車の使用）

安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

　　年　　月　　日

安芸高田市長　様

氏名又は名称及び住所並びに

法人にあってはその代表者の氏名

　㊞

電話番号　　　　　　　　　（　　　　）　　　－

１　 請求金額 　　　　　　　　　　　円

２ 　内訳 　　　　別紙請求内訳書のとおり

３　 令和６年１１月１７日執行　安芸高田市議会議員一般選挙

４　 候補者の氏名

５　 金融機関名、口座名及び口座番号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込先金融機関名 |  | 銀行・信用組合農協・信用金庫 |  | 支店支所 |
| 預　金　種　目 | 普通預金・当座預金 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 振込口座名　　義 | フリガナ |  |
| 氏　名 |  |

備考

1　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2　候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。

3　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

様式第7号（第6条関係）

（その１）（別紙１）

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用年月日 | 運送金額 (ｱ) | 基準限度額 (ｲ) | 請求金額 | 備 考 |
| 　　年　　月　　日 | 円  | 36,300 円  | 円 |  |
| 　　年　　月　　日 | 円  | 36,300 円  | 円 |  |
| 　　年　　月　　日 | 円  | 36,300 円  | 円 |  |
| 　　年　　月　　日 | 円  | 36,300 円  | 円 |  |
| 　　年　　月　　日 | 円  | 36,300 円  | 円 |  |
| 　　年　　月　　日 | 円  | 36,300 円  | 円 |  |
| 　　年　　月　　日 | 円  | 36,300 円  | 円 |  |
| 計 | 円  |  | 円 |  |

備考

「請求金額」欄には、使用した日について(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

【参考例】運送契約書

収入

印紙

安芸高田市議会議員一般選挙候補者　○○　○○（以下「甲」という）と　○○○○（以下「乙」という）は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

1　使用目的

公職選挙法第141条に基づく選挙運動のため

2　車種及び自動車登録番号又は車両番号

3　使用期間

　令和６年１１月１０日から令和６年１１月１６日まで　　７日間

4　契約金額

１日につき金　　　　　　　　　円とし、総額金　　　　　　　　円とする。

（消費税及び地方消費税を含む。）

5　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第４条の規定に基づき、安芸高田市に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、安芸高田市に請求する額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は安芸高田市に請求できない。

6　この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

令和６年　月　　日

（甲） （候補者）

住所

氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞

（乙） 住所

印

（名称及び代表者氏名）

　　　　　　　　　㊞

備考

１ 自動車の運送期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間における期間とすること。したがって、立候補の届出前から運送していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。

２ 乙が安芸高田市に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

３ 乙が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

様式第1号（第2条関係）

（その１）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

　　年　　月　　日

安芸高田市選挙管理委員会委員長　様

令和６年１１月１７日執行　安芸高田市議会議員一般選挙

候補者　　　　　　　　　　　　　（　㊞　）

１ 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契約内容 | 備考 |
| 運送契約期間 | 運送契約金額 |
| 　年　 月　 日 | 電話 | 　 年　 月　 日～ 年　 月　 日 | 円  |  |
| 　年　 月　 日 | 電話 | 　 年　 月　 日～ 年　 月　 日 | 円  |  |

２ １に掲げる場合以外の場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目区　分 | 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契約内容 | 備 考 |
| 借入期間等 | 契約金額 |
| 自動車の借入れ | 年　 月　 日 | 電話 | 　 年　 月　 日～ 年　 月　 日 | 円 |  |
| 年　 月　 日 | 電話 | 　 年　 月　 日～ 年　 月　 日 | 円 |  |
| 年　 月　 日 | 電話 | 　 年　 月　 日～ 年　 月　 日 | 円 |  |
| 運転手の雇用 | 年　 月　 日 | 電話 | 　 年　 月　 日～ 年　 月　 日 | 円 |  |
| 年　 月　 日 | 電話 | 　 年　 月　 日～ 年　 月　 日 | 円 |  |
| 燃料代 | 年　 月　 日 | 電話 | 　 年　 月　 日～ 年　 月　 日 | 円 |  |
| 年　 月　 日 | 電話 |  | 円 |  |
| 年　 月　 日 | 電話 |  | 円 |  |

備考 1　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2　2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

3　「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」欄に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

4　候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

5　この書類に係る連絡先及び連絡電話番号　連絡先　　　　　　　　　　　　　　連絡電話番号

様式第2号（第3条関係）

（その１）

|  |
| --- |
| 確認番号 |

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第４条の規定による確認を受けたいので申請します。

　　年　　月　　日

安芸高田市選挙管理委員会委員長　様

令和６年１１月１７日執行　安芸高田市議会議員一般選挙

候補者　　　　　　　　　　　（　㊞　）

1 契約年月日 　　　　　　　年　　　月　　　日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

4 確認申請金額　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区 分 | 購入金額 | 左のうち確認済又は確認申請金額 |
| 前回までの累積金額（ａ）  | 円  | 円  |
| 今回の購入金額 （ｂ）  | 円  | 円  |
| 燃料代計 (ａ)＋(ｂ) | 円  | 円  |
| 備 　　　　　　　考 |  |  |

備考

1この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から提出してください。

2この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

3「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

4「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

5候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

6この書類に係る連絡先及び連絡電話番号　連絡先　　　　　　　　　　　　　連絡電話番号

様式第4号（第5条関係）

（その１）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年１１月１７日執行　安芸高田市議会議員一般選挙

候補者　　　　　　　　　　　　　　　㊞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 運送等契約区分（該当する方の番号に○をしてください。） | １ | 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 | ２ | 左に掲げる場合以外の場合 |
| 運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |
| 車種及び自動車登録番号又は車両番号 | 運送等年月日 | 運送等金額 | 備考 |
|  | 　　 　年 　月 　日 | 円 |  |
|  | 　　 　年 　月 　日 | 円 |  |
|  | 　　 　年 　月 　日 | 円 |  |
|  | 　　 　年 　月 　日 | 円 |  |
|  | 　　 　年 　月 　日 | 円 |  |
|  | 　　 　年 　月 　日 | 円 |  |
|  | 　　 　年 　月 　日 | 円 |  |

備考

1　この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

2　運送事業者等が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は市に支払を請求することはできません。

4　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 36,300円

(2) (1)以外の場合 16,100円

5　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の１）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の２）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

6　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られていますので、その指定をした１台のみについて記載してください。

7　5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、市に支払を請求することはできません。

様式第4号（第5条関係）

（その２）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年１１月１７日執行　安芸高田市議会議員一般選挙

候補者　　　　　　　　　　　　　　　㊞

|  |  |
| --- | --- |
| 燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |
| 燃料供給年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 | 燃料供給量 | 燃料供給金額 | 備考 |
| 　 年　 月　 日 |  | ㍑  | 円 |  |
| 　 年　 月　 日 |  | ㍑  | 円 |  |
| 　 年　 月　 日 |  | ㍑  | 円 |  |
| 　 年　 月　 日 |  | ㍑  | 円 |  |
| 　 年　 月　 日 |  | ㍑  | 円 |  |
| 　 年　 月　 日 |  | ㍑  | 円 |  |
| 　 年　 月　 日 |  | ㍑  | 円 |  |

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

4 燃料供給業者が市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。

5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、市に支払を請求することはできません。

6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

7 公費負担の適用を受けられるのは，候補者の指定した「選挙運動用自動車」に供給された燃料分についてです。

様式第4号（第5条関係）

（その３）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年１１月１７日執行　安芸高田市議会議員一般選挙

候補者　　　　　　　　　　　　　　　㊞

|  |  |
| --- | --- |
| 運転手の氏名及び住所 |  |
| 雇 用 年 月 日 | 報 酬 の 額 | 備 考 |
| 　　年　　月　　日 | 円 |  |
| 　　年　　月　　日 | 円 |  |
| 　　年　　月　　日 | 円 |  |
| 　　年　　月　　日 | 円 |  |
| 　　年　　月　　日 | 円 |  |
| 　　年　　月　　日 | 円 |  |
| 　　年　　月　　日 | 円 |  |

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。

2 運転手が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、市に支払を請求することはできません。

4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。

5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。

6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、市に支払を請求することはできません。

様式第7号（第6条関係）

（その１）

請 求 書（選挙運動用自動車の使用）

安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

　　年　　月　　日

安芸高田市長　様

氏名又は名称及び住所並びに

法人にあってはその代表者の氏名

　㊞

電話番号　　　　　　　　　（　　　　）　　　－

１　 請求金額 　　　　　　　　　　　円

２ 　内訳 　　　　別紙請求内訳書のとおり

３　 令和６年１１月１７日執行　安芸高田市議会議員一般選挙

４　 候補者の氏名（戸籍名を記入）

５　 金融機関名、口座名及び口座番号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込先金融機関名 |  | 銀行・信用組合農協・信用金庫 |  | 支店支所 |
| 預　金　種　目 | 普通預金・当座預金 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 振込口座名　　義 | フリガナ |  |
| 氏　名 |  |

備考

1　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2　候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。

3　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

様式第7号（第6条関係）

（その１）（別紙２の１）

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(1) 自動車の借入れ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用年月日 | 借入金額 (ｱ) | 基準限度額 (ｲ) | 請求金額 | 備 考 |
| 　　年　　月　　日 | 円  | 16,100 円 | 円 |  |
| 　　年　　月　　日 | 円  | 16,100 円 | 円 |  |
| 　　年　　月　　日 | 円  | 16,100 円 | 円 |  |
| 　　年　　月　　日 | 円  | 16,100 円 | 円 |  |
| 　　年　　月　　日 | 円  | 16,100 円 | 円 |  |
| 　　年　　月　　日 | 円  | 16,100 円 | 円 |  |
| 　　年　　月　　日 | 円  | 16,100 円 | 円 |  |
| 計 | 円 |  | 円 |  |

備考

「請求金額」欄には、使用した日について(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第7号（第6条関係）

（その１）（別紙２の２）

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(2)燃料代

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 販売年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 | 販売単価(a) | 販売量　　(b) | 請求金額（小計）(a)×(b) | 備考 |
| 　 年　 月　 日 |  | 円 | ㍑ | 円 |  |
| 　 年　 月　 日 |  | 円 | ㍑ | 円 |  |
| 　 年　 月　 日 |  | 円 | ㍑ | 円 |  |
| 　 年　 月　 日 |  | 円 | ㍑ | 円 |  |
| 　 年　 月　 日 |  | 円 | ㍑ | 円 |  |
| 　 年　 月　 日 |  | 円 | ㍑ | 円 |  |
| 　 年　 月　 日 |  | 円 | ㍑ | 円 |  |
| 　 年　 月　 日 |  | 円 | ㍑ | 円 |  |
| 計 |  |  |  | (ア)円 |  |
| 確認書に記載された額の合計 | (イ)円 |  |
| 請求金額（合計） | 円 |  |

備考

1 「請求金額」（合計）欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「販売単価(a)」欄、「販売量(b)」欄及び「販売金額(a)×(b)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

様式第7号（第6条関係）

（その１）（別紙２の３）

請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(3) 運転手

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 雇用年月日 | 報酬 (ｱ) | 基準限度額 (ｲ) | 請求金額 | 備 考 |
|  　年 　月 　日 | 円 | 12,500 円 | 円 |  |
|  　年 　月 　日 | 円 | 12,500 円 | 円 |  |
|  　年 　月 　日 | 円 | 12,500 円 | 円 |  |
|  　年 　月 　日 | 円 | 12,500 円 | 円 |  |
|  　年 　月 　日 | 円 | 12,500 円 | 円 |  |
|  　年 　月 　日 | 円 | 12,500 円 | 円 |  |
|  　年 　月 　日 | 円 | 12,500 円 | 円 |  |
| 計 | 円 |  | 円 |  |

備考

「請求金額」欄には、雇用した日について(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

【参考例】選挙運動用自動車賃貸借契約書

収入

印紙

安芸高田市議会議員一般選挙候補者　○○　○○　（以下「甲」という）と　○○（以下「乙」という）は、選挙運動のための車両の賃貸借について次のとおり借契約を締結する。

1　使用目的

公職選挙法第141条に基づく選挙運動のため

2　車種及び自動車登録番号又は車両番号

3　使用期間

　令和６年１１月１０日から令和６年１１月１６日まで　　７日間

4　契約金額

１日につき金　　　円とし、総額金　　　円とする。

（消費税及び地方消費税を含む。）

5　使用上の義務等

　甲は、法令に従い、本件車輛の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

6　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第４条の規定に基づき、安芸高田市に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、安芸高田市に請求する額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は安芸高田市に請求できない。

7　この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

令和６年　　月　　日

賃借人（甲） 住所

（候補者）氏名 　　　　　　　　　　　 ㊞

賃貸人（乙） 住所

（名称及び代表者氏名）

印

　 　㊞

備考

１ 自動車の賃貸借期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において賃貸借する期間とすること。したがって、立候補の届出前から賃貸借していてもこの契約書にはその期間を含めないこと｡

２ 賃貸人が安芸高田市に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

３ 賃貸人が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

【参考例】選挙運動用自動車燃料売買契約書

収入

印紙

安芸高田市議会議員一般選挙候補者　○○　○○　（以下「甲」という）と　○○○○（以下「乙」という）は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

1　供給する期間

令和６年１１月１０日から令和６年１１月１６日まで

2　供給場所

所在地

名称

3　供給を受ける用自動車の自動車登録番号又は車両番号

4　金額

単価（税込）１㍑に当たり　　　　円とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

5　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第４条の規定に基づき、安芸高田市に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、安芸高田市に請求する額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は安芸高田市に請求できない。

6　この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

令和６年６月　日

（甲） 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（候補者）氏名 　　　　　　　　　　　㊞

売 主（乙） 住所

（名称及び代表者氏名）

印

　　㊞

備考

１ 燃料の売買期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において供給する期間とすること。

２ 売主が安芸高田市に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

３ 売主が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

【参考例】自動車運転契約書

安芸高田市議会議員一般選挙候補者　○○　○○（以下「甲」という）と　○○○○（以下「乙」という）は、甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

1　運転する期間

令和６年１１月１０日から令和６年１１月１６日まで　7日間

原則として毎日午前８時から午後８時まで

2　契約金額

１日につき金　　　　円とし、総額金　　　円とする。

3　運転する自動車の自動車登録番号又は車両番号

4　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第４条の規定に基づき、安芸高田市に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、安芸高田市に請求する額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は安芸高田市に請求できない。

5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

令和６年　月　　日

（甲） 住所

（候補者）

氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞

（乙） 住所

（運転手）

氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞

備考

１ 運転手の雇用期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において雇用する期間とすること。したがって、立候補の届出前から雇用していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。

２ 運転手（被雇用人）が安芸高田市に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

様式第1号（第2条関係）

（その２）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

　　年　　月　　日

安芸高田市選挙管理委員会委員長　様

令和６年１１月１７日執行　安芸高田市議会議員一般選挙

候補者　　　　　　　　　　　　（　㊞　）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契約内容 | 備考 |
| 作成契約枚数 | 作成契約金額 |
| 　　　 年　 月　 日 | 電話 |  |  |  |
| 　　　 年　 月　 日 | 電話 |  |  |  |
| 　　　 年　 月　 日 | 電話 |  |  |  |
| 　　　 年　 月　 日 | 電話 |  |  |  |

備考

1　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2　候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

3　この書類に係る連絡先及び連絡電話番号

|  |  |
| --- | --- |
| 連絡先 | 連絡電話番号 |

様式第2号（第3条関係）

（その２）

|  |
| --- |
| 確認番号 |

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

　　年　　月　　日

安芸高田市選挙管理委員会委員長　様

　　　　　　　　　　　　　　　令和６年１１月１７日執行　安芸高田市議会議員一般選挙

候補者　　　　　　　　　　　（　㊞　）

　1　契約年月日　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　2　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3　 確認申請枚数　　　　　　　　　枚

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 作成枚数 | 左のうち確認済又は確認申請枚数 |
| 前回までの累積枚数(a) | 枚 | 枚 |
| 今回の枚数(b) | 枚 | 枚 |
| 枚数計(a)＋(b) | 枚 | 枚 |
| 備考 |  |  |

備考

1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から市選挙管理委員会に提出してください。

2この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

3「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

5 この書類に係る連絡先及び連絡電話番号

|  |  |
| --- | --- |
| 連絡先 | 連絡電話番号 |

様式第5号（第5条関係）

ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年１１月１７日執行　安芸高田市議会議員一般選挙

候補者　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

|  |  |
| --- | --- |
| ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |
| 作成枚数 | 枚 |
| 作成金額 | 円 |
| 備　　　　　考 |  |

備考

1　この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、納品書等のビラを作成した実績を証する書類(ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたもの)の写しを添付のうえ、候補者からビラ作成業者に提出してください。

2　ビラ作成業者が市に支払を請求するときは、この証明書及び候補者から提出された納品書等のビラを作成した実績を証する書類の写しを請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、市に支払を請求することはできません。

4　1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

（1） 枚数

安芸高田市議会議員選挙　4,000枚、安芸高田市長選挙　16,000枚

（2） 限度額

7円73銭(単価)×当該作成枚数＝限度額（1円未満の端数は切り捨て）

様式第7号（第6条関係）

（その２）

請 求 書（選挙運動用ビラの作成）

安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

　　年　　月　　日

安芸高田市長　様

氏名又は名称及び住所並びに

法人にあってはその代表者の氏名

　㊞

電話番号　　　　　　　　　（　　　　）　　　－

１　　請求金額　　　　　　　　　　　　　　円

２　　内訳

別紙請求内訳書のとおり

３　　令和６年１１月１７日執行　安芸高田市議会議員一般選挙

４　　候補者の氏名

５　　金融機関名、口座名及び口座番号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込先金融機関名 |  | 銀行・信用組合農協・信用金庫 |  | 支店支所 |
| 預　金　種　目 | 普通預金・当座預金 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 振込口座名　　義 | フリガナ |  |
| 氏　名 |  |

備考

1　この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書、ビラ作成証明書及び納品書等のビラを作成した実績を証する書類とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2　候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。

様式第7号（第6条関係）

（その２）（別紙）

請求内訳書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 単 価　(ａ) | 枚 数　(ｂ) | 金 額 (ａ)×(ｂ) | 備 考 |
| 作成金額 | 円 | 枚 | 円 |  |
| 基準限度額 | 円 | 枚 | 円 |  |
| 請求金額 |  |  | 円 |  |

備考

1　基準限度額の単価欄には、7円73銭を記載してください。

2　基準限度額の枚数欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3　請求金額の単価欄には、作成金額の単価欄と基準限度額の単価欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

4　請求金額の枚数欄には、作成金額の枚数欄と基準限度額の枚数欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

5　請求金額の金額欄には、1円未満の端数を切り捨てた額を記載してください。

収入

印紙

【参考例】選挙運動用ビラ作成契約書

安芸高田市議会議員一般選挙候補者　○○　○○（以下「甲」という）と　○○○○（以下「乙」という）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

1　品名　公職選挙法第142条に定めるビラ

2　数量　　　　　　　枚

3　契約金額　　　　　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む。）

4　納入期限　令和６年　　月　　日

5　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第４条の規定に基づき、安芸高田市に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、安芸高田市に請求する額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は安芸高田市に請求できない。

6 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

令和６年　　月　日

発注者（甲）住所

（候補者）

氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

請負者（乙）住所

（名称及び代表者氏名）

印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞

備考

１ ビラ作成業者（請負者）が安芸高田市に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

２ ビラ作成業者（請負者）が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

様式第1号（第2条関係）

（その３）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

　　年　　月　　日

安芸高田市選挙管理委員会委員長　 様

令和６年１１月１７日執行　安芸高田市議会議員一般選挙

候補者　　　　　　　　　　　（　㊞　）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 契約内容 | 備考 |
| 作成契約枚数 | 作成契約金額 |
| 年　 月　 日 | 電話  | 枚  | 円 |  |
| 　 年　 月　 日 | 電話  | 枚  | 円 |  |
| 　 年　 月　 日 | 電話  | 枚  | 円 |  |

備考

1　契約届出書には、契約書の写し及び契約金額の明細書の写しを添付してください。

2　候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

3　この書類に係る連絡先及び連絡電話番号

|  |  |
| --- | --- |
| 連絡先 | 連絡電話番号 |

様式第2号（第3条関係）

（その３）

|  |
| --- |
| 確認番号 |

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第１１条の規定による確認を受けたいので申請します。

　　年　　月　　日

安芸高田市選挙管理委員会委員長　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年１１月１７日執行　安芸高田市議会議員一般選挙

候補者　　　　　　　　　　　（　㊞　）

１ 契約年月日 　　　　　　　　年　　月　　日

２ 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

３ 確認申請枚数 　　　　　　　 枚

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区 分 | 作成枚数 | 左のうち確認済又は確認申請枚数 |
| 前回までの累積枚数(a) | 枚 | 枚 |
| 今 回 の 枚 数 (b) | 枚 | 枚 |
| 枚 数 計 (a)＋(b) | 枚 | 枚 |
| 備 　　　　考 |  |  |

備考

1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から提出してください。

2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

4　候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

5　この書類に係る連絡先及び連絡電話番号

|  |  |
| --- | --- |
| 連絡先 | 連絡電話番号 |

様式第6号（第5条関係）

ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年１１月１７日執行　安芸高田市議会議員一般選挙

候補者　　　　　　　　　　　　　　　㊞

|  |  |
| --- | --- |
| ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |
| 作成枚数 | 枚 |
| 作成金額 | 円 |
| ポスター掲示場数 | 箇所 |

備考

1　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書等のポスターを作成した実績を証する書類(ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたもの)の写しを添付のうえ、候補者からポスター作成業者に提出してください。

2　ポスター作成業者が市に支払を請求するときは、この証明書及び候補者から提出された納品書等のポスターを作成した実績を証する書類の写しを請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、市に支払を請求することはできません。

4　1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

（1） 枚数

ポスター掲示場数に相当する枚数

（2） 限度額

(541円31銭×ポスター掲示場数＋105,417円)÷ポスター掲示場数＝単価

(１円未満の端数は切上げ)

単価×確認された作成枚数＝限度額

様式第7号（第6条関係）

（その３）

請 求 書（選挙運動用ポスターの作成）

安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

　　年　　月　　日

安芸高田市長　様

氏名又は名称及び住所並びに

法人にあってはその代表者の氏名

　㊞

電話番号　　　　　　　　　（　　　　）　　　－

１　　請求金額　　　　　　　　　　　　　　円

２　　内訳

別紙請求内訳書のとおり

３　　令和６年１１月１７日執行　安芸高田市議会議員一般選挙

４　　候補者の氏名

５　　金融機関名、口座名及び口座番号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込先金融機関名 |  | 銀行・信用組合農協・信用金庫 |  | 支店支所 |
| 預　金　種　目 | 普通預金・当座預金 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 振込口座名　　義 | フリガナ |  |
| 氏　名 |  |

備考

1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書、ポスター作成証明書及び納品書等のビラを作成した実績を証する書類とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。

様式第7号（第6条関係）

（その３）（別紙）

請 求 内 訳 書

|  |  |
| --- | --- |
| ポスター掲示場数 | 箇所 |
| 区　　分 | 単 価　(ａ) | 枚 数　(ｂ) | 金 額 (ａ)×(ｂ) | 備 考 |
| 印刷金額 | 円 | 枚 | 円 |  |
| 基準限度額 | 円 | 枚 | 円 |  |
| 請求金額 | 円 | 枚 | 円 |  |

備考

1 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 基準限度額の「単価」欄には、次により算出した額を記載してください。

（541円31銭×ポスター掲示場数＋105,417円）÷ポスター掲示場数＝単価

（１円未満の端数は切上げ）

3 基準限度額の「枚数」欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 請求金額の「単価」欄には、印刷金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 請求金額の「枚数」欄には、印刷金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

収入

印紙

【参考例】選挙運動用ポスター作成請負契約書

安芸高田市議会議員一般選挙候補者　○○　○（以下「甲」という）と　○○○○（以下「乙」という）　は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

1　品名　公職選挙法第143条に定めるポスター

2　数量　　　　枚

3　契約金額　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む。）

4　納入期限　令和６年　　月　　日

5　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第４条の規定に基づき、安芸高田市に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、安芸高田市に請求する額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は安芸高田市に請求できない。

6 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

令和６年　　月　　日

発注者（甲）住所

（候補者） 　　　　　　　　　　　 　　　　　㊞

請負者（乙）住所

（名称及び代表者氏名）

　　　　　印

　㊞

備考

１ ポスター作成業者（請負者）が安芸高田市に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

２ ポスター作成業者（請負者）が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。